

岩手型住宅の建設を応援します！

県産材を使った省エネ住宅に対して、住宅ローンの利子額の一部を助成します！

予告版

平成22年度新設

住みたい岩手の家づくり促進事業

助成額は、最大**30**万円(増改築は**10**万円まで)

平成22年5月から第1期募集開始予定！
(4月以降着工分)



対象となる住宅

一定の
省エネ基準
適合住宅

+

県産材
使用

※ 木造在来(軸組)工法の住宅を対象とします。

一定の省エネ基準とは？

新築住宅の場合は、**次世代省エネ基準相当の省エネ性能**(住宅版エコポイントと同様)を満たした住宅です。
(増改築の場合は、増改築部分の開口部及び壁が一定の断熱性能を有すると認められるものとします。)

県産材をどれくらい使えばいいの？

県産材を**10^{m³}以上**(増改築の場合は、**0.1^{m³/m²}以上**)使用するものを対象とします。

助成額は？

〈新築〉 県産材**10^{m³}以上**使用の場合 ⇒ **最大20万円**
(**20^{m³}以上**使用の場合 ⇒ **+10万円**)

〈増改築〉 増改築面積**1^{m²}につき**県産材**0.1^{m³}以上**使用 ⇒ **最大10万円**

いずれも、**金融機関からの借入れ額(建物分のみ)の1.0%**が助成額となります。

例 / 金融機関からの借入額 **2,000万円** ⇒ 助成額**20万円**
1,000万円 ⇒ 助成額**10万円**

さらに

住宅版エコポイントも利用して**30**万ポイント！

さらに今なら住宅ローン減税などの優遇制度も充実！

【注意】本事業の内容は、2月県議会の議決をもって決定となります。

岩手県

お問い合わせ

県土整備部建築住宅課 電話 019-629-5934



★申し込みができる方

申し込みができる方は、

- 県内に、自ら居住するために
- 金融機関からの建設資金の貸付けを受けて
- 対象となる住宅の新築又は増改築をする方 とします。

★募集時期

募集は、2回に分けて行います。(原則として先着順とし、予算枠に達した場合は、その日をもって募集を締め切ります。)

【第1期】平成22年5月10日～31日

対象:平成22年4月1日～7月31日までに着工するもの

【第2期】平成22年9月(詳細は、県のホームページでお知らせします。)

対象:平成22年8月1日以降に着工するもの

★対象となる新築住宅又は増改築工事

【対象となる新築住宅】

- ① 木造在来(軸組)工法であること。
- ② 延べ面積が75㎡以上の一戸建て住宅(二世帯住宅を含む。)であること。
(併用住宅の場合は、住宅部分が75㎡以上であること。)
- ③ 次世代省エネ基準相当の省エネ性能を満たすこと。
- ④ 県産材を10㎡以上使用するものであること。
- ⑤ 建設現場を見学会などのPRの場に提供すること。
- ⑥ 県内に本店を置く建築業者が施工するものであること。
- ⑦ 平成22年4月1日以降に着工し、平成23年3月31日までに工事が完了するものであること。

【県産材の定義】

原則として、岩手県産材認証推進協議会が行う、『「県産材」の産地証明制度』により「県産材」として証明されたものとします。

【対象となる増改築工事】

- ① 建築確認を受けて行う増改築工事であること。
- ② 増改築部分の構造を木造とすること。
- ③ 増改築工事を行う部分について、一定の省エネルギー性能を満たすこと。
- ④ 県産材を、増改築工事を行う部分1㎡当たり0.1㎡以上使用すること。
- ⑤～⑦は、新築住宅の場合と同じ。

★申請時に必要な添付書類

申請時には、県で定める申請書等に加えて、次の書類を添付していただくことを予定しています。

【新築住宅の場合】

- ① 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
- ② 建築業者との工事請負契約書の写し
- ③ 建築確認済証及び建築確認申請書(図面を除く。)の写し
- ④ 省エネ基準を満たしていることを証する書類(以下のいずれかの書類。)
 - ・ 設計住宅性能評価書(省エネルギー対策等級4のものに限る)の写し
 - ・ 長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し
 - ・ 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証の写し
 - ・ 住宅事業建築主基準に係る適合証(住宅省エネラベル)の写し
 - ・ フラット35S適合証明書(省エネルギー性に該当するもの)の写し
 - ・ エコポイント対象住宅証明書の写し

このチラシの内容は、多少変更することがありますので、詳しくは申請の際にご確認下さい。

【増改築の場合】

- ①～③までは新築の場合と同じ
- ④ 改修等の内容が分かる図面等
- ⑤ 増改築部分が一定の省エネルギー性能を満たしていることを証する書類
⇒ 県が定めた様式に、開口部の種類や断熱材の種類・厚さを記入していただくことを想定しています。

